

諮問第 32 号

まちづくり審議会

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について
(諮問)

本県では、高齢者や障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、全国に先駆けて平成4年に「福祉のまちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、社会福祉施設や購買施設、公共施設等の整備基準を定め、高齢者等に配慮した施設の整備を推進してきました。

平成22年には、条例を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の委任条例として位置付け、建築確認制度と連動させることにより整備基準適合への実効性を高めるとともに、本県独自の基準を定めるなどきめ細かな福祉のまちづくりを着実に進めてきたところです。

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請の高まりを受けて、国において、これらのバリアフリー基準を見直すバリアフリー法施行令の改正が行われました。

については、この改正を踏まえた条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について調査審議をお願いします。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦